

吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月18日条例第19号

改正 平成28年9月8日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う法別表2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月8日条例第17号)

(施行期日)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に受けた治療に係る医療費であって、吉富町乳幼児医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務については、なお従前の例による。

別表1 (第4条関係)

機関	事務
1 町長	吉富町子ども医療費の支給に関する条例(平成22年条例第5号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第8号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第19号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	吉富町児童就学援助規則(平成19年教育委員会規則第7号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第14号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 町長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した

	又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

5	町長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
6	町長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7	町長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8	町長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9	町長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
10	町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		付後期高齢者医療給付に関する事務であって規則で定めるもの	後期高齢者医療保険関係情報であ

	付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>って規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
1 1 町長	吉富町子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
1 2 町長	吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者医療保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

		地方税関係情報であって規則で定めるもの
13 町長	吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療保険関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 教育委員会	吉富町児童就学援助規則による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

		もの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの



吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則

平成27年12月18日規則第10号

改正 平成28年9月30日規則第20号

第1条 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号。以下「条例」という。）別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 吉富町子ども医療費の支給に関する条例（平成22年条例第5号）第5条の規定による子ども医療費の受給資格の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 吉富町子ども医療費の支給に関する条例第4条第3項の規定による子ども医療費の支給に関する事務
- (3) 吉富町子ども医療費の支給に関する条例施行規則（平成22年規則第5号）第5条第1項の規定による子ども医療証の再交付に関する事務
- (4) 吉富町子ども医療費の支給に関する条例施行規則第10条の規定による届出に関する事務

第2条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第8号）第5条の規定によるひとり親家庭等医療費の受給資格の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第8条第3項の規定によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務
- (3) 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（昭和58年規則第5号）第5条第1項の規定によるひとり親家庭等医療証の更新申請の受

理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (4) 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第6条第1項の規定によるひとり親家庭等医療証の再交付に関する事務
- (5) 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第11条の規定による届出に関する事務

第3条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第19号）第5条の規定による重度障害者医療費の受給資格認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例第8条第3項の規定による重度障害者医療費の支給に関する事務
- (3) 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和49年規則第5号）第6条の規定による重度障害者医療証の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則第7条第1項の規定による重度障害者医療証の再交付に関する事務
- (5) 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則第12条の規定による届出に関する事務

第4条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、吉富町児童就学援助規則（平成19年教育委員会規則第7号）第7条の規定による就学援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規則第20号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

○吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則

平成27年12月18日規則第11号

改正 平成28年3月29日規則第14号

改正 平成28年9月30日規則第21号

第1条 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号。以下「条例」という。）別表第2の1の項の規則で定める事務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第28条の実費の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）とする。

第2条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第38条第1項の規定による費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該費用の徴収に係る障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）又は市町村民税（同法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）以下同じ。）に関する情報とする。

第3条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定め

る情報とする。

(1) 地方税法第15条の7第1項の規定による地方税の滞納処分の執行の停止に関する事務 地方税の納税義務者に係る生活保護実施関係情報

(2) 地方税法第314条の2の規定による市町村民税の所得割における所得控除の算定に関する事務 次に掲げる情報

ア 市町村民税の納税義務者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 市町村民税の納税義務者に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は後期高齢者医療保険の被保険者の資格に関する情報

ウ 市町村民税の納税義務者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給、保険料の徴収又は介護保険の被保険者の資格に関する情報

エ 市町村民税の納税義務者に係る生活保護実施関係情報

第4条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、国民健康保険法第9条第9項の規定による被保険者の資格喪失に係る届出に関する事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該届出に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報とする。

第5条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の規定による費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該知的障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報とする。

第6条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の規定による養育医療の給付又は養育医療に要す

る費用の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請の対象となる未熟児（母子保健法第6条第6項に定める未熟児をいう。）の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報とする。

第7条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第1項の規定による被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該届出に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報とする。

第8条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の4の4第1項の規定による高額医療合算介護サービス費の支給申請兼自己負担額証明書交付申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (2) 介護保険法施行規則第83条の8第1項の規定による特定入所者の負担限度額に係る特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (3) 介護保険法施行規則第97条の2の4の規定による高額医療合算介護予防サービス費の支給申請兼自己負担額証明書交付申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (4) 介護保険法施行規則第97条の4の規定による特定入所者の負担限度額に係る特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第9条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、健康増進法（平成14年法律第103号）第9条第1項、第17条第1項及び第19条の2の規定による健康増進事業対象者の検診料の支払の免除に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該対象者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報とする。

第10条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の6の規定による地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者に係る身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条の規定による自立支援医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者に係る国民健康保険の被保険者の資格又は国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申請を行う障害者に係る後期高齢者医療保険の被保険者の資格又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ウ 当該申請を行う障害者に係る障害者関係情報

エ 当該申請を行う障害者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該申請を行う障害者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条

の規定による療養介護医療費及び同法第71条による基準該当療養介護医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う介護給付費（療養介護に係るものに限る。）又は特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申請を行う介護給付費（療養介護に係るものに限る。）又は特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、吉富町日中一時支援事業実施要綱（平成18年告示第70号）第3条第1項の規定による日中一時支援事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る障害者関係情報

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、吉富町日中一時支援事業実施要綱第10条の規定による日中一時支援事業の利用料の計算に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者及び当該申請者の配偶者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、吉富町移動支援事業実施要綱（平成18年告示第71号）第4条第1項の規定による移動支援事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る障害者関係情報

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、吉富町移動支援事業実施要綱第11条第1項の規定による移動支援事業の利用料の計算に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者及び当該申請者の配偶者又は当該者と同一の世帯に属す

る者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、吉富町日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年告示第73号）第4条第1項の規定による自立生活支援用の日常生活用具の給付又は貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る障害者関係情報

ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、吉富町日常生活用具給付等事業実施要綱第6条第1項の規定による自立生活支援用の日常生活用具の給付又は貸与の申請に係る費用負担の計算に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、吉富町コミュニケーション支援事業実施要綱（平成18年告示第74号）第5条第1項の規定によるコミュニケーション事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る障害者関係情報

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、吉富町地域活動支援センター事業実施要綱（平成19年告示第44号）第6条第1項の規定による地域活動支援センター事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る障害者関係情報



(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、吉富町地域活動支援センター事業実施要綱第10条の規定による障害者地域活動支援センター事業の利用料の計算に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者及び当該申請者の配偶者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、吉富町訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年告示第75号）第4条第1項の規定による訪問入浴サービスの利用申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る障害者関係情報

(14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、吉富町訪問入浴サービス事業実施要綱第11条の規定による訪問入浴サービスの利用料の計算に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者及び当該申請者の配偶者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、吉富町福祉ホーム事業実施要綱（平成23年告示第57号）第5条第1項の規定による福祉ホーム事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る障害者関係情報

(16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、吉富町障害者自動車運転免許取得助成金交付実施要綱（平成28年告示第25号）第5条第1項の規定による吉富町障害者自動車運転免許取得助成金の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る障害者関係情報

(17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77

条の規定に基づき、吉富町身体障害者自動車改造助成事業実施要綱（平成28年告示第24号）第4条第1項の規定による吉富町身体障害者自動車改造助成事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る障害者関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第11条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 吉富町子ども医療費の支給に関する条例（平成22年条例第5号）第5条の規定による子ども医療費の受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者の子どもに係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 当該申請を行う者の子どもに係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(2) 吉富町子ども医療費の支給に関する条例第4条第3項の規定による子ども医療費の支給に関する事務 当該申請を行う者の子どもに係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

第12条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第8号）第5条の規定によるひとり親家庭等医療費の受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る後期高齢者医療保険の被保険者の資格に関する情

報

ウ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(2) 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第8条第3項の規定によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務 当該申請を行う者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

(3) 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（昭和58年規則第5号）第5条第1項の規定によるひとり親家庭等医療証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第13条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第19号）第5条の規定による重度障害者医療費の受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る後期高齢者医療保険の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る障害者関係情報

エ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(2) 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例第8条第3項の規定による重度障害者医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請を行う者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
- イ 当該申請を行う者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
- (3) 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和49年規則第5号）第6条第1項の規定による重度障害者医療証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 当該申請を行う者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
  - イ 当該申請を行う者に係る後期高齢者医療保険の被保険者の資格に関する情報
  - ウ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報
  - エ 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
  - オ 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報
  - カ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
  - キ 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規則第21号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則

平成27年12月18日

規則第12号

第1条 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号。以下「条例」という。）別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定による疾病の治療のための医療に要する費用について行う必要な援助の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- (2) 当該申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）又は市町村民税（同法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報
- (3) 当該申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

第2条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、吉富町児童就学援助規則（平成19年教育委員会規則第7号）第7条の規定による就学援助の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- （1） 当該申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- （2） 当該申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- （3） 当該申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。